

さいたま市自治基本条例検討委員会

第2回 会議の記録

(要約記録)

日時	平成 22 年 5 月 15 日(土) 9:30~12:30
場所	さいたま市役所第 2 別館 第 1 会議室
参加者 ※敬称略	[委員] 計 17 名 歌川 光一／内田 智／遠藤 佳菜恵／小野田 晃夫／栗原 保／小林 直太／高橋 直郁／ 中田 了介／細川 晴衣／湯浅 慶／渡邊 初江／染谷 義一／中津原 努／東 一邦／富沢 賢治／福島 康仁／三宅 雄彦(欠席者:伊藤 巖／古屋 さおり／吉川 はる奈) [事務局:さいたま市] 計 9 名 政策企画部参事企画調整課長 川島雅典／企画調整課副参事 高根哲也／企画調整課主 幹 松本 孝／企画調整課総合振興計画係長 柿沼浩二／総合振興計画係主査 松尾真介 ／総合振興計画係主査 大砂武博／総合振興計画係主査 島倉晋弥／総合振興計画係主 任 高橋 格／企画調整課企画係主任 清水慶久 [地域総合計画研究所] 計 3 名 森井緑朗／松岡宏／細田祥子 [傍聴者] なし
配布資料	・次第 ・席次 資料1 会議録の形式・公表について 資料2 自治基本条例の特徴 資料3 検討委員会の進め方について

1 開会

○司会(事務局)

(本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認)

(本日の進め方、配布資料の確認)

2 委員紹介

(前回欠席だった三宅委員の自己紹介)

3 副委員長の選出について

○司会

- ・ 前回、福島委員が仮の委員長として選出された件について、事前に三宅委員に確認いただき了承を得た。よって、正式に福島委員が委員長となったことを報告する。

○福島委員長

- ・ よろしくお願ひします。続いて、副委員長の選出に入るが、人選方法について前回議論したので、結果をあらためて事務局から確認してほしい。

○司会

- ・ 前回、検討委員会での議論の結果、副委員長は、団体代表委員から1名、公募委員から1名、計2名とし、この際、ジェンダーバランスに配慮し、公募委員からは女性を選出することとなった。
- ・ この件に関し、各委員の意向を事務局が確認したところ、公募委員から遠藤委員、団体代表委員から中津原委員の了承を得ている。

○中津原委員

- ・ 副委員長をお受けするが、自分の活動を通して、条例に対して積極的に発言したいと考えている。そのため、委員長が欠席された場合には代行をするが、通常は、委員長には客観的なまとめをぜひお願いしたい。

(両副委員長は副委員長席に移動)

○福島委員長

- ・ それではあらためて、副委員長としての発言をどうぞ。

○中津原副委員長

- ・ 皆さんと一緒に積極的に議論しながら委員長の補佐をさせて頂く。よろしくお願いします。

○遠藤副委員長

- ・ 私も積極的に意見を言いたいのはもちろんだが、皆さんの意見を聞いてまとめる方が私の性分にあっていると思い副委員長を引き受けさせて頂いた。
- ・ 現在、地方自治法の改定で、総合振興計画策定の義務付けの撤廃が国会で審議されている。これを受けて、自治基本条例の制定の動きが早まるのではないかと考えている。さいたま市は政令指定都市のリーダーとしてモデルとなるような条例づくりが出来ればと考えている。よろしくお願いします。

4 議題

(1)会議録の作成・公表について

○福島委員長

- ・ では議題に入る。まず、事務局から説明をどうぞ。

○事務局

(資料1「会議録の形式・公表について」、参考資料1「会議の記録※完全記録」、参考資料2「会議の記録※要約記録」説明)

○福島委員長

- ・ 完全記録とするか要点記録とするか、記名の有無、この2点で意見が分かれた。
- ・ 順番に議論したい。まず、完全記録とするか要点記録とするかについて、前回欠席された三宅委員に川口市でのご経験を踏まえてご意見をお願いしたい。

○三宅委員

- ・ 川口市にて自治基本条例の策定のお手伝いをした。そこでは50名の会議だったが、基本的には要点のみの記録を行っていた。
- ・ 「本会議」といって50名全員が集まる会議はセレモニー的な意味合いが強く、その際は記名で全発言を記録した。
- ・ 一方「部会」は、開催頻度が高いため、機動性を重視し、無記名で要点記録のみとした。

- ・ 前回の会議録を拝見すると、「記名とした場合に責任が問われるのか？」といった懸念があったようだが、この点についても川口市では「要点記録であれば無記名で」という考え方のようだった。

○遠藤副委員長

- ・ 川口市ではHPで公表するものも同様のものだったのか？

○三宅委員

- ・ もちろん。一種類しか作成していない。それを各自が確認した上で公表した。

○中津原副委員長

- ・ 前回、「完全記録」と「要約記録」の定義がはっきりしない、ということで例を出してもらっている。事務局ではどのような定義をされたか説明をどうぞ。

○事務局

- ・ 「完全記録」とはテープ起こし。「要約記録」とは、発言の流れや趣旨を重視して簡略化したものである。

○中津原副委員長

- ・ 私の考えでは、要約記録で充分だ。議論に直接関係の無い発言がすっ飛ばされる記録の方法もあるが、今回はそれはそぐわない。この要約記録では、基本的に出された意見は全て記録されている。ただし話し言葉については、文法を修正するなどして正しく簡潔な文章言葉に修正されている。

○湯浅委員

- ・ 私もこれでいいと思う。重要な会議なので全員の発言が掲載されるべき。
- ・ ただ、事務局に質問だが、このような会議では毎回、会議録の作り方について議論しているか？共通する方針のようなものはないのか？

○事務局

- ・ この委員会の目的として「市民自治の確立」ということを掲げている。そのため、制定過程もできるかぎり参加者の皆さんに主体的に行って頂きたいと考えている。通常は、会議録の作り方については議論しないが、このような意味で今回は皆さんの意見をお聞きして決めたかった。

○東委員

- ・ 「完全記録」と「要約記録」の両方を見ると、どう要約されるのかが重要だと感じる。両方あれば、本人が過不足を確認できる。公表する記録は要約記録でいいが、確認用に完全記録も用意してもらえないだろうか。

○中津原副委員長

- ・ 要約記録だけを見て自分で確認すればいいのでは。

○東委員

- ・ 自分の発言を覚えていけばいいけれど。

○高橋委員

- ・ 前回、コンサルタントの方が両方作ることも可能、と発言されたかと思う。「完全記録」を閲覧及び歴史的資料とし、「要約記録」をホームページでの公開用としてはどうか。
- ・ また、要約記録であれば「ですます調」ではなく「である調」の方が要約されたものだ、ということが分かりやすいので、そうすべきと考える。

○福島委員長

- ・ 完全記録と要約記録の両方を作成する、という提案があるが、事務局、財政上の観点などからどうか。

○事務局

- ・ 両方作成するとなると、契約金額から見ても厳しいものがある。また、今後、この会議を運営するに当たり、会議録の作成以外にたくさんの業務を控えている。要約の度合いは今後の調整事項として、要約記録とさせて頂きたい。

○OB委員

- ・ 要約記録で結構かと思う。ただし市民として参加している立場上、名前を公表することには抵抗がある。

○福島委員長

- ・ 完全記録か要約記録か、というポイントについては、要約記録で結構という意見が多いようだ。理想としては両方あったほうがいい、また、ここぞという会議では完全記録も必要な局面があるかもしれない。ただし、何十ページにも及ぶ資料をHPに公表しても市民に読んでもらうという趣旨からすれば望ましくないとも言える。会議録は要約記録とすることよろしいか。

○中津原副委員長

- ・ 要約であっても、全発言を記載してほしい。

○東委員

- ・ あまり要約しすぎないで頂きたい。

○内田委員

- ・ HPによる情報提供は、いかに分かりやすいかが重要だ。その点に考慮して頂きたい。

○富沢委員

- ・ 要約記録で結構だが、後で確認できるように録音をお願いしたい。

【まとめ】

○福島委員長

- ・ 会議録は、全発言の趣旨を記載した要約記録とする。
- ・ 必要があれば確認ができるよう録音をしておくこととする。

- ・ 続いて、記名の有無について。公募委員は無記名派、団体代表委員は記名派が多いようだが、あらためて皆さんの意見を聞きたい。

○OA委員

- ・ 議事録をHPで公表するのは、情報公開の観点からと思うが、それは議論の経過が分かればよく、記名する・しないは情報公開とは言え、必要ないのではないか。

○東委員

- ・ 記名にしないと、「記名するべきだ」と私が主張していることも分からない会議録になる。わたしは「誰か」ではなく「私」が言ったということを記録に残したい。

○OB委員

- ・ その意味では、私たち市民は、団体の代表ではないので、背景が違ふと考えるべき。

○渡邊委員

- ・ 条例は使わなければ形だけのものになる。私たちが使って自治を高めていく責任があると思っている。もっと、さいたま市がすばらしいまちになってほしいという思いから参加し

ており、この思いを他の市民の方にも伝えて巻き込んでいきたい。そのため、私たち市民も記名で会議録を公表したい。

○小林委員

- ・ 個人的には東委員と同じ考えだが、名前を出したくないという声もある。一方で、議論を通してある委員の意見が変わっていく過程も大切にしたい。提案だが、「A委員」「B委員」というように記号を振ってはどうか。

○東委員

- ・ 気持ちの問題ではなく理屈で考えるべきではないか。「名前を出したくない」と「出したいい」というそれぞれの気持ちの問題で語ったら、ずっと平行線のままになってしまう。傍聴可能な公開の会議なのに、会議録だけ無記名というのは理屈のうえで矛盾していないか。

○A委員

- ・ 理屈で考えても記名にする必要がないと思う。議論の過程が情報公開されるべきで、誰が発言したか、ではない。
- ・ この委員会の結果が議会にかけられた後、議会での審議の方が市民にとっては重要だ。その前段階での委員会の各委員の発言は出す必要性がないと考える。

○東委員

- ・ その理屈では、会議録も不要ということにならないか？

○A委員

- ・ 議論の内容・過程を公表する意味はある。市長が委嘱した会議として市が公表する会議録として。

○遠藤副委員長

- ・ HPに記名で会議録を公表するのがダメ、ということであれば、HPに掲載するものだけ無記名にしてはどうか。事務局、それは対応可能なのか？

○事務局

- ・ 各委員に確認頂く際には記名としておいて、後から氏名を削除すればいいだけなので対応可能である。

○東委員

- ・ 傍聴者には記名の会議録が配布されるのに、HPには掲載されないというのは矛盾していないか？

○B委員

- ・ 最近はインターネット上で氏名で検索すると一発で出てくるので、感情的なものではなく、実際の問題だ。

○東委員

- ・ わたしは私の名前を検索したら、わたしの発言の記録がヒットするようにしてもらいたい。

○渡邊委員

- ・ 記名についてはきちんと合意した方がいい。
- ・ 今後、議論の積み重ねていく中で、この委員会の考えが大きく飛躍する場面があると想像している。このとき、無記名で無機質に記録して公表しても市民に訴えるものが少ないと思う。

○中津原副委員長

- ・ それは記名無記名に関係ない。

○小林委員

- ・ 参考に皆さんが、記名と無記名のどちらがいいと考えているか、数を知りたい。

○福島委員長

- ・ 多様な意見が出されているところなので、多数決ではなく参考までに、挙手で意見の分布を把握してみたいと思う。

○東委員

- ・ 自分は記名でかまわないが、いやだという人がいるから不可ということと、自分は記名されたくないから不可というのは分けていただきたい。

○富沢委員

- ・ 参考であっても決を採るのは早すぎる。もっと議論した方がいい。
- ・ 私としては、渡邊委員に同感するところがある。条例がどうつくられ、どう使われるのか、それを市民に伝えることが大切だと思う。そのためには、条例が制定される前から、市民に自分も条例づくりに参加していると思ってもらうことが重要だ。その意味で、各委員の「条例づくりへの想い」などを顔写真とともに情報提供して、市民との交流を図ることが望ましい。
- ・ しかし、議事録に関しては、記名したくないという人に強制することはできない。だからといって全く無記名では議論の流れがわからない。
- ・ そこで提案として、名前を出したくない人については、「A委員」「B委員」としてはどうか。

○東委員

- ・ 私は、インターネットも通じて、自分の発言、考え方を多くの人に知ってもらいたい。

○富沢委員

- ・ その意味では、最初に言ったように、議事録とは別に、顔写真などを入れて各委員の意見を市民に情報提供していくような工夫が必要だと思っている。

○A委員

- ・ ここに「市議会だより」がある。代表質問のダイジェスト版を見ると参加した議員の名前は掲載があるが、各質問がどの議員から出されたものかは記名がない。議会でもこの形式なのに、この委員会で個人名が必要だというのは理解できない。

○東委員

- ・ 議会でも議事録は記名ではないか。

○事務局

- ・ 「市議会だより」は紙面の制約上から、また、見やすさを求めているので氏名を割愛している。HPには記名で会議録を公表している。

○福島委員長

- ・ 氏名を出したくない委員に記名を強制できない。しかし、議論の流れや各委員の考え方の変化が分かることは重要だ。
- ・ ここで提案です。記名したくない委員は「公募市民A委員」などと表記し、記名できる委員は記名するという混在型でどうか。

(賛成の声多数)

- ・ さらに提案だが、例えば20歳代、30歳代などと年代が分かるようにしてはどうか。どの年代の市民がどんな意見を言っているか分かることで市民の関心と呼ぶと思う。

【まとめ】

- ・ HPに公表する会議録は、記名、無記名は個人が選択できることとし、無記名の場合は「公募市民A委員」「団体代表B委員」など一定の記号を使うこととする。
- ・ 委員の確認用の会議録については記名とする。

(2)自治基本条例について(三宅委員から講話)

○福島委員長

- ・ 次に、自治基本条例について埼玉大学の三宅委員からお話を伺うこととなっている。よろしくお願ひします。

○三宅委員

- ・ 資料2「自治基本条例の特徴」として本日のレジメと、参考資料として「熊谷市自治基本条例」を用意した。
- ・ 自治基本条例について、私なりの考え方をご説明する。あくまでも私の考え方であることをご承知おき頂きたい。
- ・ 1つめに自治基本条例の背景について、2つめに「自治体の憲法」と言われる意味について、3つめに自治基本条例を策定するにあたっての大きな問題について、大きくこの3つについてご説明する。

1. 自治基本条例の問題状況

a)地方分権改革の動向

- ・ ひとつは地方分権改革の一環として自治基本条例が制定されるようになった。地方自治には2つの柱があるといわれる。一つは団体自治、もう一つは住民自治。
- ・ 団体自治とは、国とさいたま市の関係、県とさいたま市の関係、団体組織としてのさいたま市がどう自立するのか、が団体自治の問題。これについては、1999年に地方分権一括法が制定され、地方自治体の自立の方向性が示された。これはまだ課題があると言われているが民主党政権の中でも「地域主権」ということが謳われている。
- ・ 一方、住民自治というのは、自治体の中で民主主義をどう動かしていくのかという問題。さいたま市と市民、住民の関係についてである。国や県からさいたま市が自立しても、極端な例を言えば、独裁者がさいたま市を運営してしまえば民主主義とは正反対の状況になる。一般の市民が直接、あるいは議員を通じて市政にどう参加するのかという問題だ。
- ・ 自治基本条例は、この「住民自治」を実現するものとして理解されている。逆に言えば、国や県との関係というよりも、さいたま市のなかのものということになる。

b)全国市町村での流行

- ・ 北海道ニセコ町の「まちづくり基本条例」が自治基本条例の先駆だと言われている。それからどんどん増加し、現在、数え方によっては1割の自治体が制定している。

c)共通した構成と内容

- ・ 各自治体の自治基本条例は非常に似通った内容、構成をしている。これをどう評価するのは別の問題として、後ほど、熊谷市のケースを例にご紹介する。

d)議会基本条例の関係

- ・ 自治基本条例は自治体全体のものだから、首長をトップとする執行機関だけでなく、議会にも関わるものだ。

- ・ 自治基本条例を制定した後、議会基本条例を制定するケースが非常に多いが、さいたま市の場合は少し特殊な例として、議会基本条例の方が先に出来上がっている。議会基本条例との関係が問題になると思う。
- ・ 自治基本条例がベースの条例となり、それにプラスされて議会基本条例がある、という関係が通常と思われる。

2. 憲法の2つの役割

- ・ まず、自治基本条例の定義は研究者によって異なる。しかし、おそらく「自治基本条例は自治体の憲法である」ということは共通するのではないか。
- ・ ただし、「憲法」というのは通常、国が持つものだ。「自治体の憲法」が同じでいいのかという問題があるが、今は横においておく。
- ・ 例えば、警察や税金の徴収などの権力があり、一般に『権力は恐ろしいもの』と思われている。この権力をどう扱うのかという問題を考えたい。
- ・ 私は「憲法」には大きく2つの役割があると考えている。一つは「A 市民が国家権力をしぼる（制限機能）」。もう一つが「B 市民が権力をつくる（構成機能）」。

「A 市民が国家権力をしぼる(制限機能)」

- ・ 「A 市民が国家権力をしぼる（制限機能）」にはさらに2つの考え方がある。ひとつは、国が持っている権力を乱用しないように制限する、という考え方。言い換えれば、権力という危ないものから自分の身をどう守るかという考え方だ。例えば、日本国憲法では「基本的人権の尊重」が保障されているのがこれに当たる。もう一つは、権力という危ないものを危なくないものにしてしまう、という考え方だ。日本国憲法では「三権分立」がこれに当たる。ひとつにまとまると危険な国家権力を分割して危なくないようにする、ということである。

「B 市民が権力をつくる(構成機能)」

- ・ 「A 市民が国家権力をしぼる（制限機能）」では、あらかじめ権力がある、ということ的前提にして、危ない権力からどう身を守るのか、危ない権力をどう弱めるのかという発想だった。しかし、これでは「権力をどうつくるのか」ということは全く議論されない。その権力を市民自らがつくらなければならないのではないか、ということだ。
- ・ これに対しては、一つは「市民の権力への参加」という方法がある。選挙に立候補する、選挙に投票することがこれに当たる。
- ・ もう一つは、選挙権が行使されなかった場合、つまり投票率が非常に低かった場合に、果たして市民が権利を構成しているのかと言えるのか、という問題だ。いかに市民が選挙に立候補しようとするか、投票しようとするか、その決意を持ってもらうことが2つめの問題として非常に重要だと考えている。例えば、天皇は日本国の象徴とされており、そのことによって国民に「日本国」ということをイメージしてもらいたい、というのが憲法のメッセージと言える。有権者に権力に参加するためのイメージを持ってもらう、という役割だ。
- ・ では、これが自治基本条例の中でどうなっているかを見てみよう。県内の例として熊谷市の自治基本条例を用意した。
- ・ まず目次がある。次に「前文」と呼ばれる文章がある。共通する特徴として、この「前文」にその自治体の自然、歴史、文化、産業などが書かれるのが一般的だ。

- ・ 次に「第1章 総則」・・・と続くが、この並びから大きく逸脱している自治体というのは少ないと思われる。また「基本原則」として「情報共有」「参加」「協働」とある。私の考えでは残念ながら、非常に共通した特徴と言える。
- ・ 日本国憲法で言う「基本的人権」のような「危ない権力から身を守る」という役割については、熊谷市の条例では第6条「市政に参加する権利」「市政の情報を知る権利」がこれに当たると考えられる。
- ・ 次に、「権力を弱める」という役割については、熊谷市の条例では一番多く規定されており、例えば第9条「議会の責務」、第11条「市長の責務」、第16条「情報の提供」など、市を拘束する規定がこれに当たる。
- ・ 「市民が権力をどう作っていくか」という役割については、熊谷市条例の第3条「市民参加の原則」がこれに当たるだろう。原則的な規定だが、市民が市政に参加しようということをや請している。
- ・ 最も重要な「市民の関心を政治に引き寄せる」という役割についても、当然、自治基本条例で触れられている。この役割として大きいのは「前文」である。さいたま市では各地域の歴史や産業について触れることが想定される。
- ・ また第7条「市民の責務」というのが規定されている。通常、日本国憲法では、国民の義務は例外的にしか規定されていない。ところが熊谷市の条例では、「市民の責務」が多く規定されている。「市民は市政に積極的に参加しよう」というメッセージの表れと言える。
- ・ 以上は、他の自治体の条例も、おそらく共通する特徴だと考えられる。

「憲法」を確実にする

- ・ もう一つの問題として、「自治体の憲法」であるということを確認し保障しなければならないことがある。「最高規範性」という規定が多く自治体に定められている。つまり、多くのその他の条例の中の「王様の条例」であるという位置づけだ。他の条例は自治基本条例に矛盾してはいけない、ということだ。
- ・ 熊谷市では第24条「条例の位置付け」に、緩やかだが最高規範性に関する規定がある。また、最高規範性を担保するものとして、第23条「自治基本条例審議会の設置」を定めている。

3. いくつかの問題点

憲法の2つの役割を調和させる

- ・ ここで、問題がある。「A 市民が国家権力をしぼる（制限機能）」と「B 市民が権力をつくる（構成機能）」の役割は矛盾し、基本的には両立しない。Aの権力の濫用を防ぐということなら、具体的な規定が必要になる。大まかな規定だけでは抜け目が多くなるからだ。しかし、Bの役割を重視するなら、細かい規定がたくさんあっても市民が全部読むとは思えない。市民に関心を持ってもらいたいのに技術的な規定を細かく作れば逆効果ということになる。この2つの役割をどう調和させるかが非常に大きな問題となる。

さいたま市オリジナルの条例を

- ・ また、私も市民の立場として申し上げれば、さいたま市のオリジナルなものをつくりたいと考えている。例えば、さいたま市の歴史を記述するとか、他の自治体にはないオリジナルの規定を考えるということ。また、名称についても、「さいたま市自治基本条例」でいいのか。川口市では私は「憲法条例」とすることを提案したが却下された。ともかく、ラ

ディカルなものを提案することが必要だ。また、前文に歴史に関する記述があると言ったが、これを条文に入れても全く問題ない。「歴史に関することは前文に入れる」という固定観念は捨てていい。

- ・ ラディカルなものを提案すれば当然反対する人も出てくる。そこで議論が起きることに関心を持つ人が増えることにもなるかもしれない。
- ・ 以上です。ありがとうございました。

【質疑応答】

○歌川委員

- ・ 貴重なお話ありがとうございました。川口市では、他自治体の事例をどれくらい共有して条例案検討に入ったのか？

○三宅委員

- ・ 詳細は把握していない。
- ・ 50人の委員が5つのグループに分かれて8ヶ月間程度バラバラに議論をしていたから、他の部会のことは分からない。私の入っていた部会では、あえて他の自治体の事例を4事例ほど見せて検討した。各委員がそれ以前にどれくらい知っていたかは不明である。

○歌川委員

- ・ 他の自治体の条例と似通ってしまうことと、他の自治体の条例に関して知識があることは関係するのか？

○三宅委員

- ・ ある学者の方が書かれた本の巻末に「自治基本条例の参考例」を掲載していた。私はこれはおかしいと思う。他の事例を勉強すればするほど似てくるという可能性はある。
- ・ 川口市では条文案まで市民の委員会で検討して作成した。まとめの段階で他の事例を参考にしたことはある。全く他の事例を見ないでつくるのは大変だろう。一方で引きずられるというデメリットもある。

○富沢委員

- ・ 「2つの役割を調和させる」という問題点についてお聞きしたい。自治条例に関しては、とりわけ「B 市民が権力をつくる（構成機能）」という機能が、重要になると思う。「A 市民が国家権力をしぼる（制限機能）」という機能に関して、この点はぜひ条例内で規定すべきだ、というものはあるのか？

○三宅委員

- ・ 私は、「B 市民が権力をつくる（構成機能）」の方が大事だと思っている。なぜなら、例えば日本国憲法の第93条第2項に「選挙」に関する規定があるが、これも良し悪しである。長と議員を選挙できるという規定だが、実は、自治体は長と議会を持たなければならないという義務付けとも読めるからだ。
- ・ 基本的人権や選挙については法律に既に規定があるので、自治基本条例には書く必要がない。もちろん意図的に重複させるという考え方はあるが。
- ・ 他の条例や法令にないものを定めるのが重要で、すると「B 市民が権力をつくる（構成機能）」の機能が残る、というのが私の考えだ。

○内田委員

- ・ 条例をつくる上で最も大切なことは何か。また、こういった議論はしても無駄だということがあれば教えてほしい。

○三宅委員

- ・ この委員会では私自身も市民として参加し議論したいので、2点目の質問には答えることはひかえたいと思う。
- ・ また、1点目の質問については、全員のコンセンサスを得ることだと考える。それがあれば市長や議会に提案しやすい。

○東委員

- ・ 川口市では、条文案まで提案したとのことだが、そうでない場合には、条例の趣旨までを提案して、条文案は行政がつくる、ということか？

○三宅委員

- ・ その通りである。

○湯浅委員

- ・ 「B 市民が権力をつくる（構成機能）」の役割を果たす条例はつくりやすいと思うが、「A 市民が国家権力をしぼる（制限機能）」の役割を目指すならたくさん具体的に書き込める点で魅力的だ。大きな方針として、「B 市民が権力をつくる（構成機能）」の役割を目指すものなのか、それとも両方なのか？

○三宅委員

- ・ 他の自治体が、私の考えたこの軸に沿って検討しているわけではなく、あくまでも制定された事例を見て私が分類した結果であることをお伝えしておく。
- ・ 細かい規定は含めずに他の条例に任せる、という方法もある。また、「最高規範」ということは法律上は認められていない。法律上は条例は条例であり、上下関係はないとされている。

○栗原委員

- ・ 議会基本条例との関係についてももう少し詳しく教えてほしい。

○三宅委員

- ・ 自治基本条例と議会基本条例は、「条例の王様」と「重要な家来」の関係と言える。重複する部分をどう整合するか、その調整が重要になる。細かい点は議会基本条例に譲るなど、いろいろな方法がある。

○小林委員

- ・ この委員会の位置づけはどうか？この委員会でもどこまでつくるか？段取りのイメージが不明確で議論が出来ない。あるいは、全体の段取りもこの委員会で決めるということか？

○福島委員長

- ・ それはこの委員会で議論して決めるものだと思う。条例の骨格までを提案するのか、条文案までを提案するのか。三宅委員、川口市ではいかがでしたか？

○三宅委員

- ・ 川口市では、条文案まで提案した。ただし、さいたま市と状況は違い、50人の委員のうち10人は市議会議員であった。そのため、議員とあらかじめ調整しながら進めた。また、市の法制担当者も会議に入って一緒に検討した。非常に大きな労力が掛かった。ひと月に、

15回は会議を持った。これでは全員の参加は難しく、一部の人に限定しても負担が大きくなる。この意味で、私は骨子だけを提案するのでもいいと考えている。

○OB委員

- ・ オリジナルとは、今までになかった新しい規定なのか、構成なのか、具体的にイメージできないが、どんなものなのか？

○三宅委員

- ・ 私もわからない。川口市でもラディカルな提案がそれなりにあった。しかし最終的には大きくは逸脱しないものになった。市民の中には「自分たちで充分議論したのだから、結果が他と似通ったものであってもいい」という意見がある。
- ・ とはいえ、今後、議論をする中でたくさんのアイデアが出てくるものと思う。

○東委員

- ・ 川口市では、市長からの委嘱された会議だったのだろうか。だとすると、そこに議員が入っているというのは珍しいと思うが。

○三宅委員

- ・ 市長が政策案をつくるときに、誰に相談していいか、してはいけないか、ということは決まりはないので、議員が入っても問題ないと思う。事務局、さいたま市の審議会ではそういった事例はないか？

○事務局

- ・ あまり例は多くないが、さいたま市でも議員が委員として含まれる審議会はある。

○三宅委員

- ・ しかし、実質的には問題がある。つまり、議員は議会審議の場も含めて二重に議論の機会があるということだ。逆に、メリットとしては、市民の意見を継続的に聞いているので、議会審議に反映したり説明してくれるということがある。

○高橋委員

- ・ 他自治体の条例で良いと思われるもの、オリジナリティのあるものがあれば教えてほしい。

○三宅委員

- ・ 参考資料として挙げた熊谷市自治基本条例はすっきりしていていいと思う。短い条例であり市民に分かりやすい。
- ・ オリジナリティのあるものとしては、例えば、大和市は米軍基地について規定しているが、これは国との関係と言えるが、自治体それぞれがかかえる問題が、オリジナリティとして表れてくるのだと思う。

○中津原副委員長

- ・ さいたま市は政令指定都市であり、区があるので、区の規定がひとつ特徴となるだろう。

○福島委員長

- ・ 他にご質問がなければこれで終了とする。三宅委員、ありがとうございました。

(3)今後の進め方について

○福島委員長

- ・ この議題について事務局から説明をどうぞ。

○事務局

(資料3「検討委員会の進め方について」、参考資料3「開催スケジュールに関するアンケート結果」説明)

○内田委員

- ・ 平成23年6月末に最終報告を出すところまでがこの委員会の仕事ということか？平成23年度末に議会に条例案を提出するところまでではなく。

○福島委員長

- ・ 最終報告を出すまで、である。その後は市長なり議会の仕事となる。
- ・ ただ、私たちが議論した結果を受けて市が議会に提出する条例案を作成するわけだから、市長や行政機関と調整をせざるを得ないと思っている。
- ・ そのため、記録を公表し、なるべく傍聴者が来るような状況を私たちが作っていかねばならない。

○中津原副委員長

- ・ 先のことはあまり気にせず、ここで十分に議論できればいい。ただ、このスケジュールではきつい。

○東委員

- ・ 平成23年6月末までというのはきつい。これが絶対の締め切りだとあまり縛られすぎず、議論する中で必要なら延ばしてでも、内容を充実させるべきだ。

○事務局

- ・ この委員会の任期を具体的な期限としては区切っていない。「平成24年3月までに制定」という最終目標に向けてはもう少し余裕があると思う。

○中津原副委員長

- ・ 平成23年度中に制定しなければならない外部要因はあるのか？

○事務局

- ・ 市長のマニフェストである。事務局でも検討したが、概ね適切な期間と考えている。

○福島委員長

- ・ 最終報告の時期について、多少ずれても仕方が無いが、ある程度は決めておく必要があると考える。

【まとめ】

- ・ 平成23年6月に最終報告を出すということを目標にする。
- ・ また、運営委員会を設置する。

(賛成の声多数。了承された)

- ・ 運営委員会の人選について、正副委員長と数名の委員で構成したいと考えている。あくまで進め方、議題の設定を検討する場である。希望者は挙手頂くか、各自検討頂いて次回申し出てほしい。

○中津原副委員長

- ・ さっそく、次回の議題も決めなければならない。

○事務局

- ・ これまでは事務局が準備してきたが、この会議の趣旨に照らして、委員の皆さんで主体的に運営をして頂きたいと考えている。
- ・ 議題の設定などについては、事務局も一緒に検討、準備させて頂く。

○中津原副委員長

- ・ 今の段階では希望者がいないようなので、次回に向けては正副委員長と事務局で検討する。
- ・ こういった会議は初動期が大切だと思う。主体性を持って取り組んでいきたい。

○湯浅委員

- ・ 機能別チームはいつ頃から設置するのか？

○事務局

- ・ まずは運営委員会を設置してから、その件も含めて検討してはどうか。

○中津原副委員長

- ・ 次回はいろいろな課題を共有できればと考えている。いくつかのグループに分かれてディスカッションをして、そのあと発表するというワークショップ形式はどうか。20名では話しにくいこともある。

○東委員

- ・ この委員会の性格について共有すべき点があると思う。市長から委嘱を受けて条例案を作るわけだが、市役所に原案があるわけではなく白紙の状態をサポート側にまわるということだから、わたしたちは市役所に協力するのではなく、市民として主体的に案を作ることが期待されている。
- ・ もし市役所に一定の方向にもっていこうという意向があるのなら、今後問題になると思われるのではっきりさせる必要がある。
- ・ また、条例は議会が制定するものではあるが、「市民自治」「市民が主役」「市民と行政との協働」といったスローガンが謳われているなかで議会との関係がどうなるのか。これらの点からも委員会の位置づけを明確にしておきたい。

○福島委員長

- ・ 重要な論点だ。次回に検討しよう。
- ・ 次回は、条例に対する思いなどを自由に議論する時間をつくりたい。

【まとめ】

- ・ 運営委員会については、当面は正副委員長の3名で行い、次回、希望者を追加する。
- ・ 次に会議の開催日程についてはどうか。

○富沢委員

- ・ 定例日として月曜日がよさそうだが、私は調整可能だ。

○三宅委員

- ・ 私も努力する。夕方まで講義があるので遅刻するかもしれないが。

○福島委員長

- ・ 月曜日が有力な候補だ。月2回程度でどうか。

○小林委員

- ・ 6月28日、私は「×」と回答したが調整できる。

○福島委員長

- ・ それでは、アンケート結果を見ると、隔週で、「第2、第4月曜日」がよろしいようだ。

○OB委員

- ・ 平日夜間を2日ではなく、どちらかを土曜日にしてもらえないか。

○福島委員長

- ・ アンケート結果から土曜日は欠席される方が多いようだ。また、今後、議論が進んでくると、月2日では足りず土曜日を使うこともあるだろうから、予備日としておいてはいいか。

○中津原副委員長

- ・ タウンミーティングやフォーラムなど、多くの市民を巻き込んだ場合は休日になるだろうから、定例会議は平日の方がいい。

○渡邊委員

- ・ 会議時間は21時までとするのか？

○事務局

- ・ 会議室の使用に制限はない。

【まとめ】

○福島委員長

- ・ 第2、第4月曜日の18：45からを定例会議とする。
 - ・ 6月14日、28日、7月12日、26日、8月9日、30日（第5月曜日）。
 - ・ 会議終了は21：00を目標とする。
 - ・ 運営面で問題があればその都度修正を図って進める。

 - ・ 次回は、5月25日（火）18：45から。
 - ・ 内容はこの後の運営委員会で検討する、自由討論とし、市政への思いなど各委員の考えを共有することとしたい。
- （賛成の声多数、了承された）

5 その他

○東委員

- ・ 要約記録を見ると、前回の自己紹介が掲載されていない。簡単でもいいので、全ての発言について要約を記載して頂きたい。

○事務局

- ・ その点は事務局でも議論になったが、住まいや出身など個人情報に関わることは掲載すべきでないという理由で削除している。

○福島委員長

- ・ 個人情報は慎重に扱うべき。

○東委員

- ・ もうひとつ、事務局も、委員と同様に席札や名札を用意して頂きたい。

○事務局

- ・ 次回は用意する。
- ・ 会場について、アンケートでは「駅に近い公共施設を」といった要望もあったが、基本的にこの同じ会場としたい。別の公共施設では、確実に確保するのが難しく、時間制限も厳しい。

○福島委員長

- ・ 会場については事務局にお任せしたい。

○事務局

- ・ 参考資料1～3については、公表しない。会議記録の要約版のみ持ち帰って頂き、修正があれば連絡してほしい。

○東委員

- ・ 完全記録と要約記録を見合わせて確認したい。

○三宅委員

- ・ 私は前回欠席したため、各委員の自己紹介なども読みたいので完全記録を持ち帰りたい。

○事務局

- ・ 来週の19日（水）までに修正があれば連絡してほしい。完全記録についても持ち帰ってもよい。

○渡邊委員

- ・ 出欠の連絡について、出席する場合にも連絡する必要があるのか？

○事務局

- ・ 添付資料や連絡事項を記載してメールを送る場合があるので、届いているかどうかを確認する意味でも、出席、欠席に関わらず連絡をお願いしたい。

○東委員

- ・ この委員会の中で、メールアドレス等を共有したいので、次回の議題にしてほしい。

6 閉会

○司会

- ・ 次回委員会につきましては、5月25日の開催とする。
- ・ これで、「第2回さいたま市自治基本条例検討委員会」を終了とします。ありがとうございました。